

アルバイトについて

本学が紹介するアルバイト求人については、事務室横の掲示板に求人票を貼り出します。希望する学生は、学生担当へ申込用紙を提出し、各自で求人先に申し込みの連絡を行ってください。また、アルバイトの内容や条件が求人票記載内容と異なっている場合などのトラブルが生じた場合、必ず学生担当に連絡してください。なお本学では、危険な職種、深夜におよぶ職種等、教育上不適当と思われるものなど、以下の「制限職種」と認められるアルバイト求人は除外し、情報提供しない方針です。

「職種制限」事項

危険を伴う可能性のあるもの

プレス、ボール盤、裁断機などの自動機械の操作、特に危険を伴う恐れのある建築、土木・水道工事等の現場作業

人体に有害な可能性のあるもの

有害な薬物を扱う作業、著しい高・低温度の作業

法令に違反するもの

営利職業斡旋業者への仲介斡旋、ネズミ講・マルチ商法に関するもの

教育上好ましくないもの

スナック・バー・キャバレー・麻雀・パチンコ等風俗関連営業、作業、街頭でのチラシ配り、不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査等

無資格者が行うことが望ましくないもの

無資格の水泳指導員・監視員・ベビーシッター・介護等の人命に関わることが予想される業務、**労**

働条件が不明確なもの

<アルバイトする上での留意事項>

- ① 大学活動を優先し、学業に支障のないようにすること。
- ② アルバイト契約前に以下のことを確認する事。就業場所、従事する仕事内容、始業・就業時間、休憩時間、休日、等。賃金に関する事、額、計算および支払方法、支払時期、労働者が負担する経費等。特に賃金額、支払方法、支払時期に関しては必ず書面で確認すること。安全および衛生に関する事。その他、不明の点。
- ③ 責任を持って就労すること。遅刻や無断欠勤などで迷惑を掛けないこと。長浜バイオ大の名誉を傷つけないこと。
- ④ 留学生は『資格外活動許可書』がなければアルバイトはできない。アルバイトをする前に、入国管理局が発行する『資格外活動許可証』を取得する必要がある。許可のおりた留学生は、1週間あたり28時間以内（長期休暇期間に限り、週40時間の範囲内で1日8時間以内の就労）が認められる。また、職種についても厳しい制限が課せられているので確認する事。
- ⑤ 各自が大学の紹介以外(アルバイト情報雑誌等)でアルバイトを行う場合は、上記のことに十分に注意して自己責任で行うこと。なお以下のアルバイトは厳禁とする。マルチ商法・ネズミ講などを学内で行うこと、性風俗業、その他学生の本分に著しく反するアルバイト。これらを行った場合には、長浜バイオ大学学生の懲戒に関する取扱規程により懲戒処分が科せられることがある。